

# 企画競争実施の公示

令和8年7月21日  
観光庁 観光産業課長 二井 俊充

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業 務 名 民泊サービスの適正化に向けた旅館業及び特区民泊に関する実態調査
- (2) 業務内容 違法民泊の解消に向け、旅館業法・特区民泊を含む制度横断で実態を把握するとともに、地方公共団体の手続や苦情・行政処分等の状況を調査し、課題を明確化する。
- (3) 履行期限 令和9年3月24日（水）

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 手続き等

- (1) 担当課等  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2  
観光庁観光産業課 担当：田村、井村、伊藤  
電話：03-5253-8948（直通）電子メール：[hqt-kankochominpakutanto@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kankochominpakutanto@gxb.mlit.go.jp)
- (2) 企画競争説明書の交付期間、交付連絡先及び方法  
令和8年7月21日（火）から令和8年9月1日（火）まで、(1)に同じ。  
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。  
説明書は担当より電子メールにて交付する。
- (3) 企画提案書の提出期限、提出連絡先及び方法  
原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ。令和8年9月2日（水）17時00分
- (4) 説明会実施の有無、日時及び場所  
無
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所  
必要に応じて行う場合がある。

## 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
  - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。